

「職員基本条例」⇒トップダウンで管理統制を強化

かつて、九州のある市で、市役所が生活保護を認めず市民が餓死した事件が起こりました。その背景には、「保護費を減らせ」という命令と評価制度がありました。住民の命を守る「自治体」が、住民の命を切り捨てることもあるのです。

「職員基本条例」はそんな自治体に変質させかねません。



住民よりも、知事や市長のために
仕事をする公務員づくりがねらい

逆らえばクビに職員の手足をしばる

職員基本条例による数値目標が徹底されれば、納税者の権利も侵害されかねません。不景気で、払いたくても払えない納税者が増えています。業務管理と数値目標の行き着く先は、取り立ての強化と差し押さえの乱発に…。

また、処分条例が強化されれば、税務職員の専門性が継承されず、行政水準が低下するのは目に見えています。

(税務職員)

職員をランクづけ市民サービスが低下

今回の条例案で、相対評価で「必ず5%」の下位職員をつくるとなれば、個別の評価が下がるのをいやがり、困難なケースを後回しにしたり、チームワークで取り組んだ仕事が、うまくいかなかったり、上司の顔を伺いながら仕事をする職員が増え、結局、市民サービスが低下します。

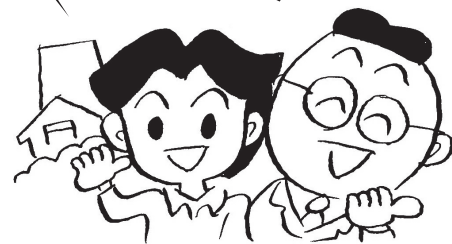
(ケースワーカー)

公務員は「**全体の奉仕者**」です

憲法第15条 (公務員の役割)

すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。

私たちは住民のために働いています



住民のくらしを
ささえるのが公務員の仕事です